

政策的随意契約による物品の調達(役務の提供)について (契約前公表)

物品調達について、次のとおり地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 3 号の規定により随意契約を行うので、石川県財務規則第 130 条の 2 第 2 号の規定により公表する。

令和 3 年 4 月 13 日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 随意契約する内容

(1) 調達物品 (役務) 名

石川県水道用水供給事業 手取川総合開発記念館施設管理業務委託

(2) 調達物品 (役務) の規格・数量等

来館者案内、展示品整理、館内外の清掃等

下記履行期間中の 8 時 30 分～17 時 15 分

(ただし、毎週木曜日、祝日の翌日 (木曜日が祝日の場合はその翌日) は除く)

(3) 納入期限 (履行期間)

令和 3 年 4 月 21 日 (水) ～令和 3 年 11 月 30 日 (火)

(4) 発注所属及び納入場所

住 所： 石川県白山市白山町 336

所 属： 石川県土木部手取川水道事務所

連絡先： TEL 076-273-1305 FAX 076-273-3630

2 契約相手方の選定基準

石川県内に所在すること。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであること。

3 契約相手方の決定方法

(1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。

(2) 見積書の提出が 1 施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和 3 年 4 月 20 日 (火) 10 時

(2) 提出先

住 所： 石川県白山市白山町 336

所 属： 石川県土木部手取川水道事務所

連絡先： TEL 076-273-1305 FAX 076-273-3630